

## 固定資産評価基準の一部を改正する告示案に係る意見募集の結果について

令和5年11月15日  
総務省自治税務局  
資産評価室

「固定資産評価基準の一部を改正する告示案」について、令和5年9月20日（水）から令和5年10月19日（木）まで、ホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、3件のご意見をいただきました。

ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

### 1 実施方法

- (1) 募集期間：令和5年9月20日（水）から令和5年10月19日（木）まで
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ
- (3) 意見提出方法：電子メール、郵送、FAX

### 2 ご意見の総数、ご意見の概要及びご意見に対する総務省の考え方

#### (1) ご意見の総数

提出意見数：3件

※ 意見提出者数としています。

#### (2) ご意見の概要及びご意見に対する総務省の考え方

お寄せいただいたご意見の概要及びご意見に対する総務省の考え方は、別紙のとおりです。

いただいたご意見については、「固定資産評価基準の一部を改正する告示案」には反映いたしません。今後の検討に際しての参考とさせていただきます。

### 3 意見募集を行った案からの一部変更

なし。

#### <連絡先>

自治税務局資産評価室

（土地について）

担当：横山鑑定官、花堂係長

電話：03-5253-5679

（家屋について）

担当：喜多川課長補佐、石神係長

電話：03-5253-5680

## 別紙

提出件数 3件（法人・団体 1件、個人 2件）

| 提出番号 | 案に対する意見及びその理由   | 総務省の考え方  | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|------|---|--|------------------|
| 1    | <p>山林の指定市町村の指定替えの背景を明らかにすべきです。</p> <p>【個人】</p>  | <p>地方財政審議会第41固定資産評価分科会の審議事項に係る資料のうち、審議事項2の改正理由及び参考資料7ページにお示ししており、大分県の指定市町村について、利用条件等を検討した結果、現行の日田市より標準的である竹田市に指定替えするものです。</p> <p>資料は以下URLからご確認いただけます。</p> <p><a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/bunkakai.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/bunkakai.html</a></p> | 無                |
| 2    | <p>告示案は詳細・細部にわたる内容ですが、私の意見は固定資産税全般にわたる改善提案です。評価基準の主要骨子は昭和39年に制定されており、令和のDX時代にそぐわぬ面も少なくありません。是非とも今後の税制のあり様を大胆に議論し、変革して頂くようお願いします。（※一部引用箇所を省略しています。）</p> <p>【個人】</p>  | <p>いただいたご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>  | 無                |
| 3    | <p>「附属家」「簡易附属家」について、木造家屋再建築費評点基準表においては令和6基準から他の評価用途に統合されたところですが、「附属家」「簡易附属家」に相当する家屋を令和6基準で評価するにあたり、木造家屋経年減点補正率基準表の「9 附属家」を適用させることの是非をお示しいただきたい。</p> <p>【霧島市税務課】</p> | <p>経年減点補正率基準表の適用関係に変更はありませんので、従前の取扱いにより、経年減点補正率基準表の構造区分に照らして適宜判断してください。</p>  | 無                |